

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項に見出しとして「（福島原発周辺区域内作業手当等の額）」を付し、同項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

（緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所周辺区域内作業手当）

5 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の周辺の区域であつて人事委員会規則で定めるものにおいて職員が作業に従事したときは、第二条の規定にかかわらず、緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所周辺区域内作業手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。